

第 7 章 基本目標の実現に向けた共通の基盤

第 1 節 環境情報の収集・提供

1 県民のニーズを踏まえた各種媒体での広報の推進

(1) インターネットでの情報提供

いつでも誰でもアクセスできるインターネットの利点を活かし、紙に印刷し配付したパンフレットやリーフレット等も電子ファイルで常時公開し、ダウンロードしたり、閲覧したりと手軽に情報を入手できるようにしている。

さらに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用し、Twitter(ツイッター、アカウント：tunakanyamagata)やブログ（URL：<http://tsunakanyamagata.n-da.jp/>「つなぐ環境やまがた通信ブログ」）による環境教育情報発信を行った。

(2) 各種広報誌

「農山漁村づくり情報マガジン『農楽里 norari』」や「森と人をつなぐ情報誌『もりしあ』」など、親しみやすく興味を引くような広報誌の発行に取り組んでいる。

図 2-7-1 「もりしあ」（左）と「農楽里norari」（右）



資料：県環境エネルギー部みどり自然課



資料：県農林水産部農村計画

(3) メールマガジンの発行

平成 24 年度から森のイベント情報や「やまがた緑環境税」の話題などを電子メールで登録者に配信する『みんなが森の応援団』メルマガを月 1 回発行している。

2 幅広い視点から環境情報を体系的に収集・整理し、一元的にわかりやすく提供

(1) 環境白書の発行、概要版の作成

「県環境基本条例」第 11 条に、毎年、環境の状況並びに県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等に関する報告書を作成し、公表することと規定されており、平成 24 年 3 月に策定された「第 3 次県環境計画」に掲げた諸施策の状況に基づいて「山形県環境白書」を策定し、県のホームページで公表している。

また、「第 3 次県環境計画」の分野別計画である「第 2 次県循環型社会形成推進計画」に掲げた諸施策の状況については、毎年「山形県循環型社会白書」を作成し、県のホームページで公表している。

(2) 県ホームページでの情報提供

県のホームページにおいて、「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」や「やまがた緑環境税」、「環境教育の道案内役」のページなど体系的に情報が入手できるページを作成し、情報発信を行っている。

(3) 環境エネルギー情報発信・相談等機能の整備

再生可能エネルギー等に関する最新の技術開発動向や助成制度等の情報を収集・発信するとともに、県民や事業者からの相談等に対応する窓口を開設した。また、再生可能エネルギーについて広い知見を有し、地域での身近な普及啓発活動や助言・支援等を担う人材を養成し、再生可能エネルギーの地域導入に向けた推進基盤を整備した。

3 環境汚染やクマ等野生生物による被害など緊急時の対応を含め迅速に情報提供

安全で良好な生活環境の確保に必要な、緊急情報を迅速に伝えるために県ホームページを活用している。山形県の光化学オキシダントなどの大気汚染状況をお知らせし、注意喚起するため、環境大気常時監視測定局測定値を 1 時間ごとに県のホームページで「空気のごれ情報」として公開している。

また、クマの目撃情報を県ホームページで随時更新するとともに、クマによる人身被害についてもその都度ホームページで公表することにより、出没が多発する場所になるべく近づかないこと、山に入る際は複数で行動すること、ラジオやクマ鈴等の音の出るものを身につける等のクマに関する被害予防対策を県民に呼びかけている。

第 2 節 パートナースhip活動の充実

1 パートナースhipによる取組みの促進

(1) 県民、民間団体、学校、事業者、行政等が連携して環境保全に取り組む体制構築

ア 山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会

地球温暖化防止を「県民運動」として展開するため、県・市町村・経済団体・消費者団体等との幅広い連携のもと、「山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会」を平成 20 年 6 月に設立し、この協議会を軸にして地球温暖化防止活動に努めている。

イ ごみゼロやまがた推進県民会議

「ごみゼロやまがた」の実現に向けた全県的な県民運動を推進することなどを目的として、平成 18 年度に県民、事業者及び行政の代表者で構成する「ごみゼロやまがた推進県民会議」を設置した。この県民会議が主体となって、ごみゼロやまがたキャンペーンなどの「ごみゼロやまがた推進県民運動」を展開している。

ウ 自然環境の保全における連携

自然環境や野生動植物の保全や野生鳥獣の保護管理にあたっては、その分野的領域と地理的領域がともに広範なことから、各関係者が協力・連携して、それぞれの役割を果たすことが極めて重要である。

自然公園の管理については地元市町村、地元住民、山岳会、NPO（さらに観光地となっている場合は関係事業者を含む）などの協力が不可欠である。また、希少野生動植物の生息調査・保護対策についても地元住民やNPO、県内の研究者等（鳥獣については猟友会を含む）との連携した取組みが必要不可欠となっている。

これらの関係構築のため、公園計画の見直しなどの検討にあたっては、地元市町村、観光関係団体、自然保護関係者などで構成する「地域検討委員会」を設置し、十分な意見聴取や協議を行う仕組みを取り入れている。

また、鳥獣関係の計画策定作業にあたっては、市町村、農業団体、猟友会、自然保護団体、専門家等で構成する「特定鳥獣保護管理計画策定検討委員会」や「特定鳥獣保護管理連絡協議会」を設置し、十分な意見交換を行いながら策定する仕組みを取っている。各種の調査・研究については、NPOその他の民間団体、地元住民、地元研究者、猟友会、日本野鳥の会などに委託または協力を得て実施してきた。さらに、これらの団体の代表者や研究者を県の環境審議

会、環境影響評価審査会、その他各種検討会の委員として委嘱し、指導を受けながら自然環境保全に取り組んでいる。

エ コンビニエンスストア等との包括的連携協定

コンビニエンスストア 4 社をはじめとした、計 6 社と包括的連携協定を結び、そのいずれとも環境対策について連携している。

〔協定締結先〕

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ヨークベニマル、株式会社サークルKサンクス、イオン株式会社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

〔環境対策に関する具体的な連携事項の一例〕

- ・「ごみゼロやまがた県民運動」への協力
- ・店内照明調光システムの導入による店内設備の省エネ化
- ・太陽光発電やLED照明・看板の導入による店外設備の省エネ化
- ・環境負荷をより軽減できる容器や包装材の使用促進
- ・低公害車・低燃費車の導入による配送車両のCO₂等削減
- ・食品廃棄物を活用した循環型リサイクルシステムの構築（実施検討）
- ・「地球温暖化防止県民運動」への協力
- ・廃棄物の不法投棄防止に関する啓発活動への協力
- ・その他、環境保全に関する啓発活動への協力

第 3 節 環境配慮の実践

1 環境影響評価制度の運用

(1) 環境影響評価法及び県条例による環境影響評価制度の運用

環境影響評価制度は、開発事業の計画にあたって事業者自らが調査、環境影響の予測、及び評価を行い、住民や行政機関などからの意見を踏まえながら、環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていく制度である。現在、「環境影響評価法」及び「山形県環境影響評価条例」（県環境影響評価条例）を併せて 20 の事業と港湾計画が制度の対象となっている。

環境影響評価制度は、事業者と地域住民や各部門の専門家、行政機関等とのコミュニケーション手法のひとつであり、自然環境や県民の生活環境に配慮した開発事業を進めるうえで不可欠な制度となっている。なお、「環境影響評価法」及び「県環境影響評価条例」の対象とならない小規模な事業においても、自主的な環境への配慮が望まれるところである。

県内では、「環境影響評価法」及び「県環境影響評価条例」の制定後、これまで法対象事業 3 件、条例対象事業 4 件の併せて 7 件の手続きを実施した。現在は、条例対象事業として廃棄物最終処分場に関する 2 件の環境影響評価手続きを実施中である。

(2) 時代の変化に応じた新たな環境影響評価制度の導入

「環境影響評価法」の施行後 10 年余りが経過し、法律の運用上の課題が明らかになるとともに、東日本大震災の後に再生可能エネルギーの導入が促進されるなど、環境影響評価制度をとりまく状況は大きく変化している。

これまでも、「環境影響評価法」の一部改正が行われ、風力発電事業が対象事業に追加されたほか、計画段階での環境影響評価手続きが創設されるなど制度の改正が行われてきた。

県では、環境に配慮したより良い事業計画の策定に資するため、改正法の内容を踏まえ、「県環境影響評価条例」及び同条例施行規則の一部改正を行い、平成 25 年 4 月 1 日から施行している。

2 環境配慮の普及促進

(1) 環境配慮指針の普及促進

県では、県民生活や事業活動をより環境へ配慮したものへ換えていくため、県民・事業者、県・市町村のそれぞれの役割に応じて、具体的に配慮すべき事項を環境配慮指針として定めている。また、特に環境への影響の大きい各種開発事業については、事業別の配慮指針を設け、その普及促進に努めている。

第 4 節 経済的手法の活用

経済的手法とは、税、デポジット制度、排出権取引、補助金など、経済的に誘導することにより人々の行動を環境保全的なものへと導くという環境施策の手法の一つであり、当県の代表的なものとして、山形県産業廃棄物税、やまがた緑環境税がある。

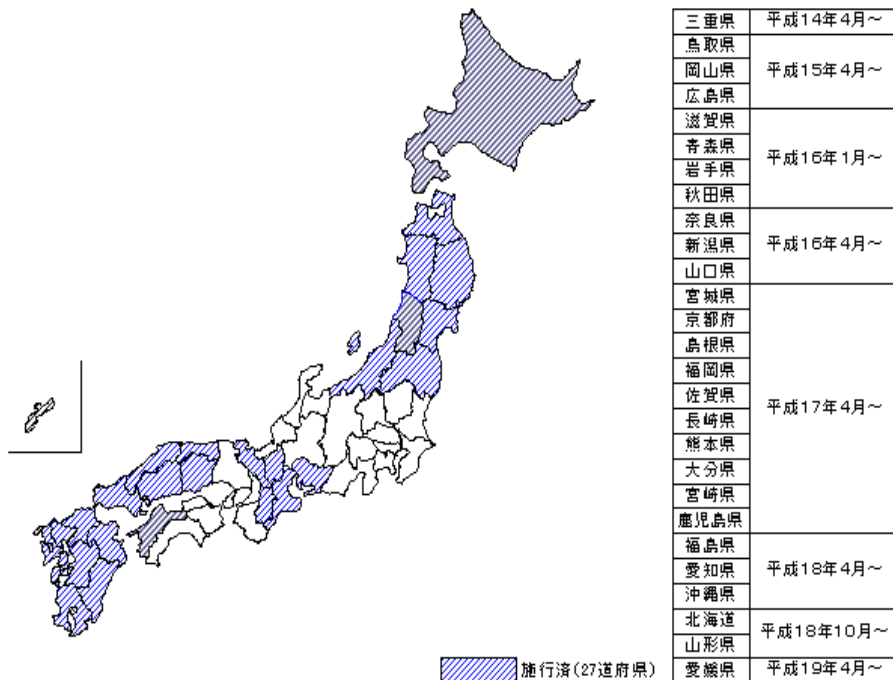
1 産業廃棄物税を活用し、3R推進等に向けた誘導的施策を積極的に展開

本県初の法定外目的税として、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策を実施するために、産業廃棄物税が平成 18 年 10 月 1 日から導入された（図 2-7-2）。

この産業廃棄物税の用途については、「第 2 次県循環型社会形成推進計画」に盛り込まれている①資源循環型社会システムの形成、②資源の循環を担う産業の振興、③廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減の施策に関する事業に活用している（課税方式 図 2-7-3、活用事業 資料-18）。

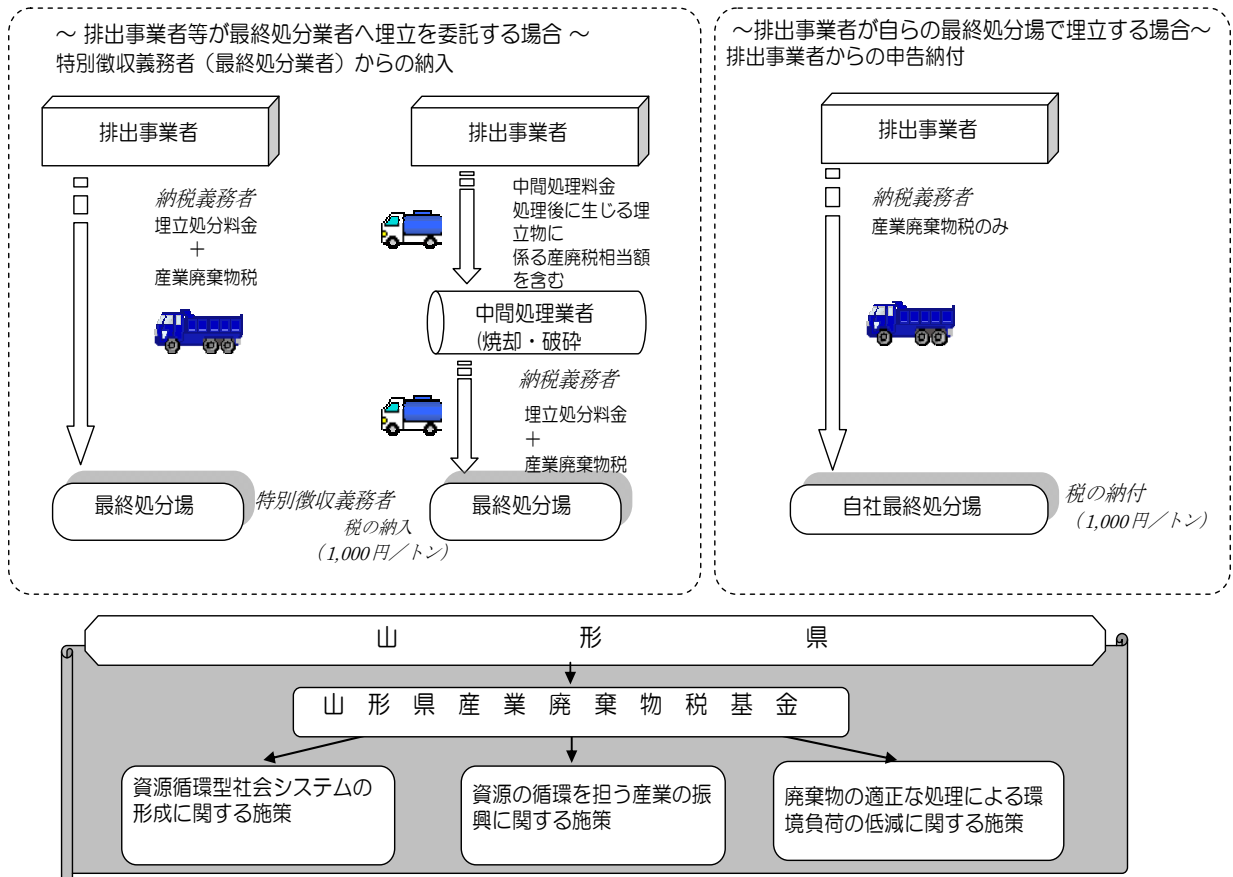
図 2-7-2 産業廃棄物税の導入状況（平成 23 年 1 月 1 日現在）

産業廃棄物税の導入状況



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

図 2-7-3 産業廃棄物税の課税方式



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 ごみ処理の有料化の導入

(1) 市町村におけるごみ処理経費について

平成 24 年度に県内市町村・一部事務組合がごみ処理に要した経費は、10,153 百万円（ごみ 1 t あたり約 28,717 円、県民 1 人あたり約 8,733 円）となっており、前年度と比べ、総経費、及び県民 1 人当たりの経費は増加している。（表 2-7-1）。

表 2-7-1 ごみ処理経費の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総経費(百万円)	9,186	9,398	9,363	9,043	9,482	9,631	9,918	10,132	10,153
ごみ1トン当たり経費(円)	23,244	23,888	24,044	23,987	26,278	26,958	28,728	29,442	28,717
県民1人当たり経費(円)	7,480	7,715	7,718	7,530	7,956	8,146	8,446	8,644	8,733

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(2) ごみ処理の有料化の取組み状況

ごみ減量化策の一つとして、ごみ処理の有料化を導入している市町村は、家庭ごみで 30 市町村となっており、有料化されていないのは、鶴岡市、三川町、酒田市、庄内町及び遊佐町の 5 市町である。

ごみ処理の有料化とは、普段スーパー等で購入しているごみ袋の価格に、ごみ処理の経費を含めて販売するもので、有料化を行うことで、ごみを多く出す人は多く、少なく出す人は少なくごみ処理費用を負担するといったごみ処理費用に対する負担の公平化やごみの排出抑制の意識付けに有効であるとされている（表 2-7-2）。

表 2-7-2 ごみ処理有料化実施市町村数の推移

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ごみ有料化実施市町村数	4	15	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	26	30	30	30

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

3 国の基金の活用や地球温暖化対策のための税の地方への振り向けの国への働きかけ

国の経済対策による基金など様々な財源を活用し環境保全対策を進めるとともに、国の地球温暖化対策のための税などについて、地方の環境保全対策に振り向けるよう働きかけている。

(1) 地球温暖化対策のための税の導入

二酸化炭素排出抑制対策の抜本的強化を図るため、租税特別措置法等の一部を改正し(平成 24 年法律第 16 号)、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に二酸化炭素排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が設けられた(平成 24 年 10 月 1 日から暫定税率でスタートし、平成 28 年 4 月 1 日までに 3 段階で引上げ実施される)。

税収の主な使途は、次世代自動車の導入や住宅の省エネルギー設備導入といった省エネルギー対策の強化や、再生可能エネルギーの導入拡大、革新的技術の開発等に充てられる。

県では、地球温暖化対策税の一定割合を地方財源化することや車体課税の地方への一本化、再生可能エネルギーの推進等、地球温暖化対策に係る地方の役割を踏まえた、地方の財源を確保する仕組みの構築について、国の施策等に対する提案を行っている。

4 やまがた緑環境税等による森づくりの推進

平成 19 年度から導入された「やまがた緑環境税」は、条例施行後 5 年目にあたる平成 23 年度に事業の評価・検証が行われ、新たな荒廃森林等の追加や国庫補助制度の活用など森林整備ハード事業の拡充、里山再生アクションプランに基づいた市町村への支援や企業の参画を得た森づくりの拡大、広報活動のさらなる充実等ソフト事業の推進などが提言された。

これを受け、平成 25 年度は、総額 6 億 6,899 万円の事業費で、ハード事業ではナラ枯れ二次被害対策や森林景観整備などの実施、またソフト事業では地域住民やボランティア団体等が行う森づくり活動のうち、新たに設けた重点テーマに沿ったより波及効果が高く実践的な取組みへの助成、税の認知度向上のための広報誌「もりしあ」の発行やメールマガジン「みんなが森の応援団！」の配信及び税 PR パネルの展示などを行った（前述）。

今後も引き続き県民みんなで支える森づくりの気運を一層高め、税事業を展開するとともにその成果を目に見える形で広報し、税の趣旨や使途について県民に広く理解を得ていくことが必要である。

また、「緑基金」や「緑の募金」を活用し、地域の実状に即した環境緑化の促進を図るため、ボランティアによる森林整備や緑化活動、緑の少年団による森林環境教育活動などの支援を行った。

図 2-7-4 やまがた緑環境税の課税の仕組み



資料：県環境エネルギー部みどり自然課

5 やまがた社会貢献基金による支援

県民や企業からの寄付等をやまがた社会貢献基金（平成 20 年 4 月設置）に積み立て、基金を活用して地域や社会の課題解決に取り組む団体の活動を支援するとともに、地域における社会貢献活動の活性化を推進している。

平成 25 年度においては、14 件の環境保全活動に支援を行った。

第 5 節 環境科学研究の充実

1 山形県環境科学研究センターの取組み

環境分野の調査研究は、対象となる範囲が広く、また短期間では成果を出しにくいいため、長期的視点で取り組む必要がある。そのため、県・国、大学、民間等の試験研究機関と連携・協働して調査研究を推進している。

県環境科学研究センターでは、調査研究の主なものとして、次のとおり取り組んでいる。

- (1) **PM2.5** と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究
全国の約 50 地方環境研究所とともに国立環境研究所とのⅡ型共同研究に参加し、**PM2.5** の高濃度をもたらす汚染機構を解明する。(平成 25～27 年度)。
- (2) 六価クロムの発生や溶出の抑制方法の確立に関する研究
県内のバイオマスボイラー焼却灰中からの六価クロムの検出状況を確認し、発生や溶出量と他のイオン成分及び運転条件との関連を解析して抑制方法を確立する。(平成 25～27 年度)。
- (3) 沿岸海域環境の診断と地球温暖化の影響評価のためのモニタリング手法の研究
全国の約 25 地方環境研究所とともに国立環境研究所とのⅡ型共同研究に参加し、地球温暖化による沿岸海域の水質環境への影響を評価する(平成 23～25 年度)。
- (4) 自然生態系保全モニタリング調査(平成 24～28 年度:身近な里山や山岳部などにおいて、動植物の生育・生息状況等を調査する)に取り組んでいる。
また、国立環境研究所や沿岸地方環境研究所と共同で広域的な酸性雨モニタリングについて研究している。

2 国際協力の推進

地球環境問題は、今や一国のみでは解決できない人類共通の課題であり、その解決のためには、地球上のすべての人々が協力しながら、それぞれの立場に応じて行動することが必要である。

本県においても、これまで蓄積した環境に関する知識、経験、技術を活かした国際協力活動を通じて、地球環境の保全に貢献していく必要がある。

県では平成 11 年度から本県の姉妹州県である中国黒龍江省との環境技術交流事業を行ってきた。

平成 25 年度は、独立行政法人国際協力機構(JICA)の草の根技術協力事業「有害大気汚染物質モニタリング技術の普及による黒龍江省の大気環境保全支援事業」(3 か年継続事業)を開始した。

初年度の事業では、黒龍江省からの研修生 2 名を 8 月 28 日～9 月 19 日までの期間、環境科学研究センターで受け入れ、有害大気汚染物質の検体採取方法及び分析技術について指導した。

さらに、環境科学研究センター職員 2 名を 11 月 6 日～17 日までの期間、中国黒龍江省に派遣し、現地において省内のモニタリングセンター職員約 20 名に対して分析技術の指導を行った。